

Ⅲ 監査指導課関係業務

社会福祉施設等指導監査

(1) 社会福祉施設指導監査

適正な施設運営を確保するため、社会福祉法第 70 条等の規定に基づき、利用者の処遇、職員の待遇、施設の整備状況等運営の全般について助言、指導を行っている。

(2) 社会福祉法人指導監査

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、社会福祉法第 56 条の規定に基づき、法人運営・事業経営全般について助言、指導を行っている。

(3) 児童福祉行政（保育事務関係）指導監査

適正な児童福祉行政の実施を確保するため、児童福祉行政関係法施行事務の処理等について助言、指導を行っている。

(4) 障害福祉行政関係法施行事務指導

適正な障害福祉行政の実施を確保するため、障害福祉行政関係法施行事務の処理等について助言、指導を行っている。

(5) 介護サービス事業者等指導

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について助言、指導を行っている。

(6) 障害福祉サービス事業者等指導

自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、法令等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等について助言、指導を行っている。

令和2年度指導監査等の実施状況

区 分		対象数	実地	書面	計	
法 施 行 事 務	児童福祉行政（保育事務関係）指導監査	38	38	0	38	
	障害福祉行政関係法施行事務指導	40	20	0	20	
	小計	78	58	0	58	
社 会 福 祉 施 設	生活保護施設	3	2	0	2	
	老 人 福 祉 施 設	養護老人ホーム	7	2	4	6
		特別養護老人ホーム	72	13	0	13
		軽費老人ホーム	15	6	0	6
		(計)	94	21	4	25
	児 童 福 祉 施 設	乳児院	3	0	0	0
		母子生活支援施設	2	0	2	2
		保育所・保育所型認定こども園・ 幼保連携型認定こども園	306	106	104	210
		児童厚生施設（児童館）	82	0	41	41
		児童養護施設	6	2	2	4
		福祉型障害児入所施設	9	3	5	8
		福祉型児童発達支援センター	12	3	2	5
		医療型障害児入所施設	1	1	0	1
		医療型児童発達支援センター	2	2	0	2
		児童自立支援施設	1	1	0	1
		児童心理治療施設	1	0	0	0
		ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	8	5	0	5
		(計)	433	123	156	279
	障害者支援施設	40	11	0	11	
	小計	570	157	160	317	
社 会 福 祉 法 人	県及び市町村社会福祉協議会	32	12	0	12	
	上記以外	165	35	0	35	
	小計	197	47	0	47	
合計		845	262	160	422	

（注）上記の他、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者に対する実地指導を実施した。